

持続可能な下水道事業の実現に向けて

～下水道使用料の改定を検討しています～

町では、将来にわたって下水道事業の安定した経営を確保するために必要な下水道使用料の改定について、現在検討しています。

ご負担をいただく皆様の負担感を軽減するために、改定の時期を令和6年4月と令和8年4月の二度に分けて実施する予定です。

下水道を使用する皆様には、ご負担をお掛けすることとなりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



Q1 どうして下水道使用料を改定するの？

A 維持管理費を下水道使用料で賄えていないためです。

下水道の費用は、污水管きよ・処理場などの施設の維持管理費と、資本費(施設の減価償却費、建設時の借入金の利息)に分けられます。

資本費については、国の財政支援もあり、一般会計からの繰入金によって、賄っています。

しかし、維持管理費は、国の財政支援がなく、下水道使用料で賄う必要があります。

現在、下水道使用料の不足は、一般会計繰入金(基準外)により、補てんされています。

そのため、更新を行う設備は省エネを考慮した設備を選定するなど費用の抑制に努めているほか、複数ある処理場の集約を予定していますが、下水道事業全体の維持管理費を下水道使用料で賄えるよう、下水道使用料についても見直しを検討しています。

污水管きよ、処理場などの維持管理費		污水管きよ、処理場などの資本費 (減価償却費、企業債利息)	
下水道使用料	不足	一般会計繰入金	

使用料の不足を
一般会計繰入金(基準外)で補てん

Q2 どのくらいの人下水道を使用しているの？

A 令和4年度末時点で、下水道の処理区域にお住まいの方の約80%が下水道を使用しています。

下水道の種類別の水洗化率は、公共下水道事業が78.1%、農業集落排水事業が81.2%、地域下水処理場事業が100%となっています。水洗化率とは、下水道の処理区域内の人口に対する下水道を利用している人口の割合です。

なお、公共下水道事業は、整備途上であるため、水洗化率が他の事業に比べ低くなっています。

下水道を使用する方が増えるよう、水洗化率の向上に努めます。

Q3 下水道の整備は、どこまで進んでいるの？

A 下水道管きよは、主に新田、中組、横埜、松ヶ崎の各行政区等の整備を進めています。今後、二又、関根、御免の各行政区の整備についても順次行うこととしています。

○北浦地区等の整備事業(令和4年度から令和10年度まで) 概ね37億円

○松ヶ崎行政区の整備、地域下水の統合事業(令和11年度から令和15年度まで) 概ね10億円

○農業集落排水処理施設の機能強化事業(令和4年度から令和14年度まで) 概ね27億円

○下小牛田地区の農業集落排水処理施設整備事業(令和13年度から令和17年度まで) 概ね7億円

Q4 どのような改定となるの？

A 物価高騰が続く中で住民皆様の急激な負担増を軽減するため、二度に分けて使用料の改定を行う予定です。下水道使用料改定(案)の概要は、次のとおりです。

1 下水道使用料の改定(案)(水量20m³の場合)

※全て税込み表示です。

● 公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について(使用料の見直し)

・ 令和6年4月分使用料から
使用料3,740円 ⇒ 4,020円 へ改定(280円増)

・ 令和8年4月分使用料から
使用料4,020円 ⇒ 4,300円 へ改定(280円増)

● 地域下水処理場使用料について(水量区分と使用料の見直し)

・ 令和6年4月分使用料から
使用料2,690円 ⇒ 3,210円 へ改定(520円増)

・ 令和8年4月分使用料から
使用料3,210円 ⇒ 3,740円 へ改定(530円増)

地域下水処理場は、施設の老朽化に伴い、令和12年度以降、公共下水道へ順次統合する予定です。
統合後は、公共下水道の使用料となります。

2 水量区分別の改定(案)の概要

※全て税込み表示です。

● 公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料について

使用料金表				
	水量区分	現行の使用料	一度目の改定(案)	差額(改定額)
基本使用料 (10m ³ まで定額)	10m ³ 以下	1,540円	⇒ 1,660円	120円
従量使用料 (1m ³ 当たり単価)	11～20m ³	220円	⇒ 236円	16円
	21～50m ³	253円	⇒ 272円	19円
	51～500m ³	286円	⇒ 307円	21円
	501m ³ 以上	253円	⇒ 272円	19円

1か月当たり使用料金影響額

水量	現行の使用料	一度目の改定(案)	差額(影響額)
10m ³	1,540円	⇒ 1,660円	120円
15m ³	2,640円	⇒ 2,840円	200円
20m ³	3,740円	⇒ 4,020円	280円
25m ³	5,000円	⇒ 5,380円	380円
30m ³	6,270円	⇒ 6,740円	470円
40m ³	8,800円	⇒ 9,460円	660円
50m ³	11,330円	⇒ 12,180円	850円

● 地域下水処理場使用料について

使用料金表					
	現行の水量区分	現行の使用料	水量区分改定(案)	一度目の改定(案)	差額(改定額)
基本使用料 (10m ³ まで定額)	10m ³ 以下	1,320円	⇒ 10m ³ 以下	1,320円	0円
従量使用料 (1m ³ 当たり単価)	11～50m ³	137円	⇒ 11～20m ³	189円	52円
			⇒ 21～50m ³	217円	80円
	51～200m ³	165円	⇒ 51～500m ³	245円	80円
					47円
	201m ³ 以上	198円	⇒ 501m ³ 以上	217円	19円

1か月当たり使用料金影響額

水量	現行の使用料	一度目の改定(案)	差額(影響額)
10m ³	1,320円	⇒ 1,320円	0円
15m ³	2,000円	⇒ 2,260円	260円
20m ³	2,690円	⇒ 3,210円	520円
25m ³	3,370円	⇒ 4,290円	920円
30m ³	4,060円	⇒ 5,380円	1,320円
40m ³	5,430円	⇒ 7,550円	2,120円
50m ³	6,800円	⇒ 9,720円	2,920円

資料1 下水道事業の経営課題は？

下水道事業は、福祉、保健及び教育といった政策に取り組む「一般会計」で行っている「地域下水処理場事業」のほかに、地方公営企業法に基づき実施している特別会計の「下水道事業会計」があります。

下水道事業会計は、公共下水道事業（小牛田地域（中埜地区除く））と農業集落排水事業（南郷地域・中埜地区）の2事業を一つの会計として、経理しています。

下水道に係る維持管理に要する費用は、使用者が納付する下水道使用料と一般会計からの繰入金（支援）によって賄われています。

【課題1】

収益的収支
污水处理係の維持管理費・資本費を下水道使用料で賄えていない。

将来的な費用の抑制
更新を行う設備は、省エネを考慮した設備を選定するなど費用の抑制に努めるほか、複数ある処理場の集約を計画します。

【課題2】

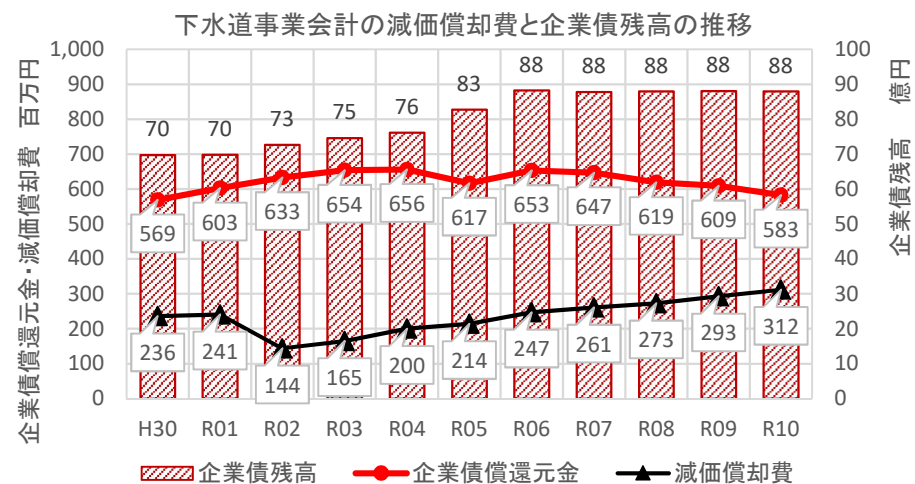
資本的収支
企業債償還元金の償還財源が確保できず、資金不足が見込まれる。

更なる財政支援
一般会計に繰入金の更なる増加による支援を求めます。

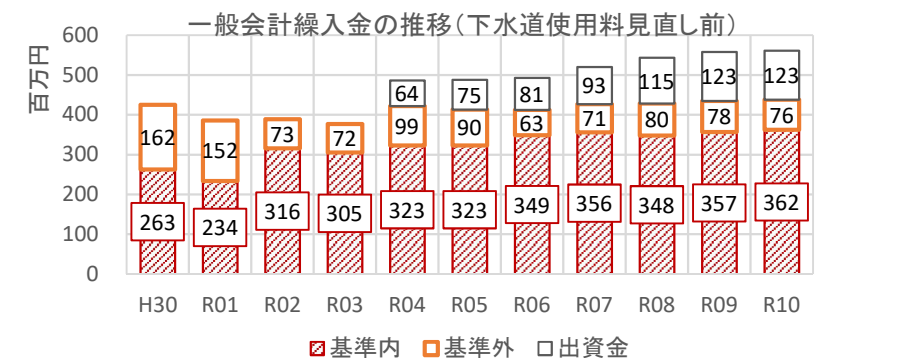
【方向性】

下水道事業において資金不足であることから、一般会計に繰出金の更なる増額を求めています。

そのため、一般会計からこれまで支援されていた維持管理費に対して不足する下水道使用料相当分の経営支援の繰出金の繰り出しを改め、下水道使用料で賄うために下水道使用料を見直すものです。



※ 減価償却費は、長期前受金戻入を控除した額です。



各グラフの数値は、令和4年度以前は決算、令和5年度は予算、令和6年度以降は計画の値によります。

資料2 下水道使用料見直しの検討経過は？

令和3年度 第2次美里町下水道事業経営戦略を策定

※ 「経営戦略」は、美里町上下水道事業経営審議会で審議

令和4年度 下水道使用料の見直しの検討

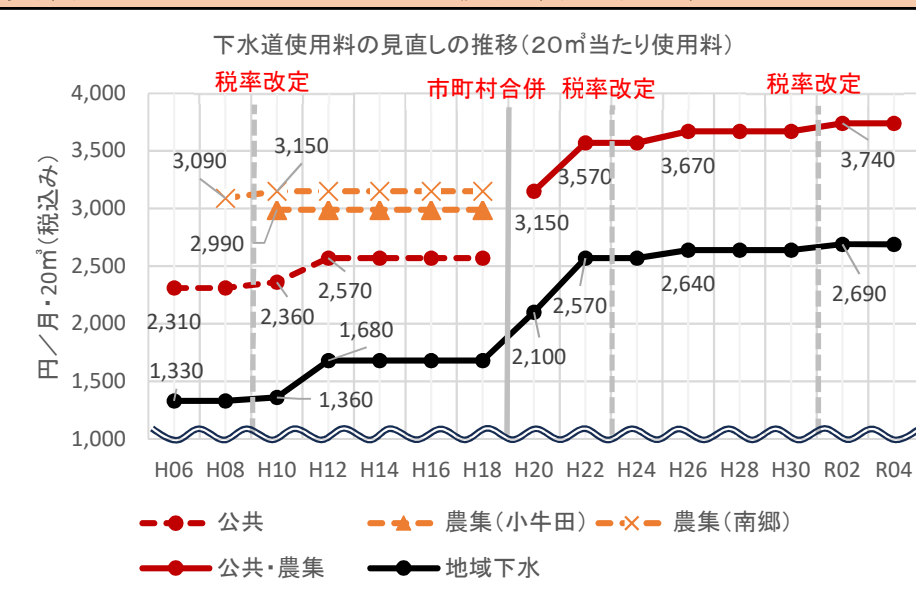
※ 「下水道使用料の見直し」は、美里町上下水道事業経営審議会で審議

【下水道使用料の見直しに関する審議会の答申概要】

- ・ 公共と農集は、同一の使用料体系とする。
- ・ 公共と農集の使用料の改定率は、概ね20%を上限とする。
- ・ 地域下水の使用料は、維持管理費用を賄える使用料とすることを前提に、公共の使用料改定を踏まえ段階的に改定する。

※ 今後、令和5年12月 美里町議会へ条例改正（案）を提案する予定です。

資料3 これまでの下水道使用料の改定状況は？

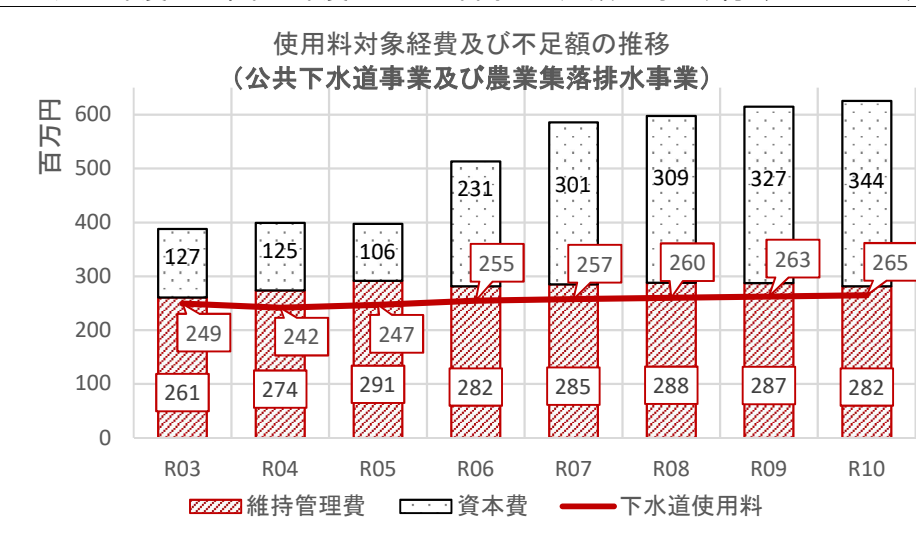


資料4 維持管理費の不足額は？

【公共下水道事業及び農業集落排水事業】

維持管理費に対する下水道使用料の不足額について

平成28年度から令和2年度までの5年間の不足額平均は、約3,800万円です。



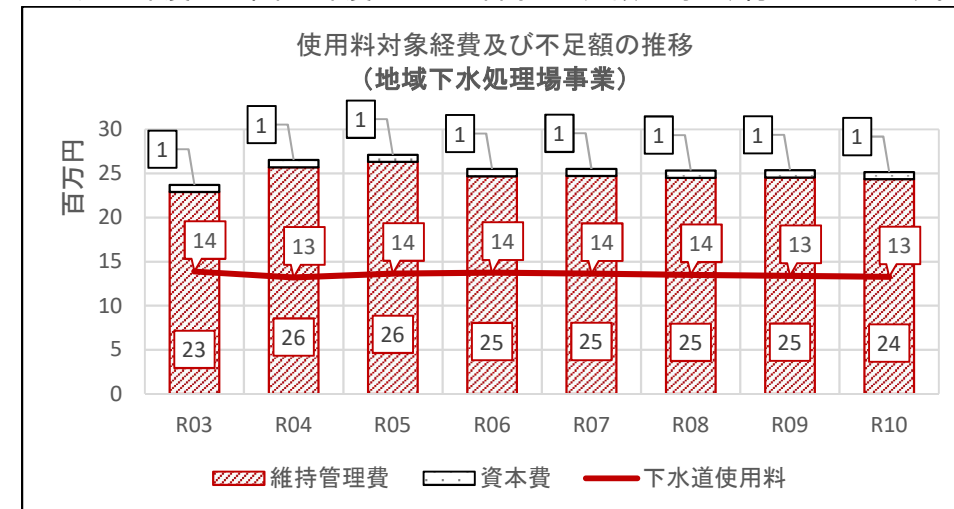
※ 下水道使用料の改定による影響額（増収）は、1回目の改定で約2,000万円、2回目の改定で約2,000万円（計約4,000万円）と見込んでいます。

※ 本グラフの「資本費（減価償却費・企業債償還利子）」は、一般会計が負担する繰入金（分流式下水道等に要する繰入金を除く。）を控除した額です。

【地域下水処理場事業】

維持管理費に対する下水道使用料の不足額について

平成28年度から令和2年度までの5年間の不足額平均は、約600万円です。



※ 下水道使用料の改定による影響額（増収）は、1回目の改定で約250万円、2回目の改定で約250万円（計約500万円）と見込んでいます。

資料5 使用者はどのくらい？

【水洗便所設置済人口】

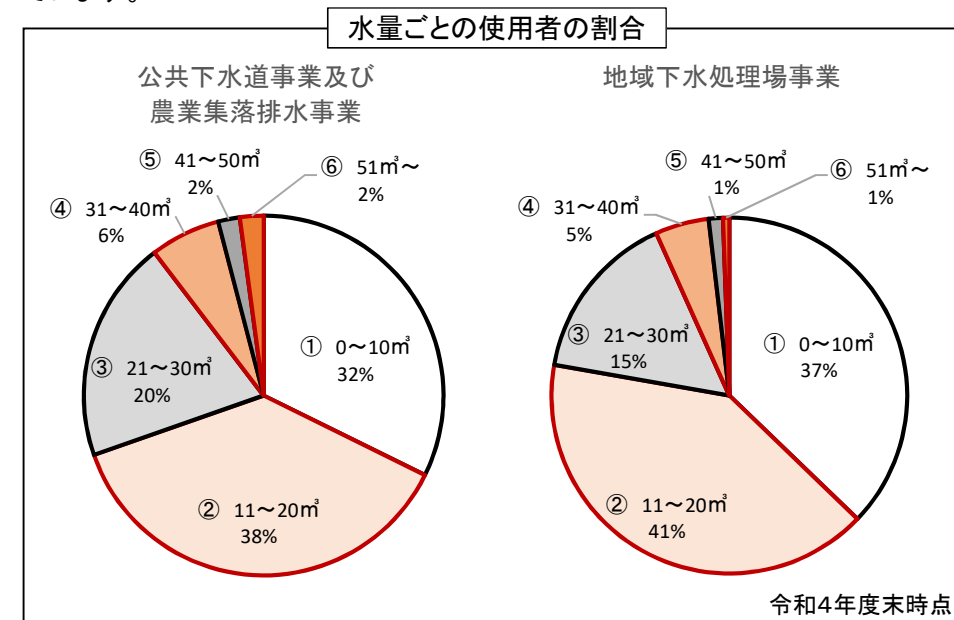
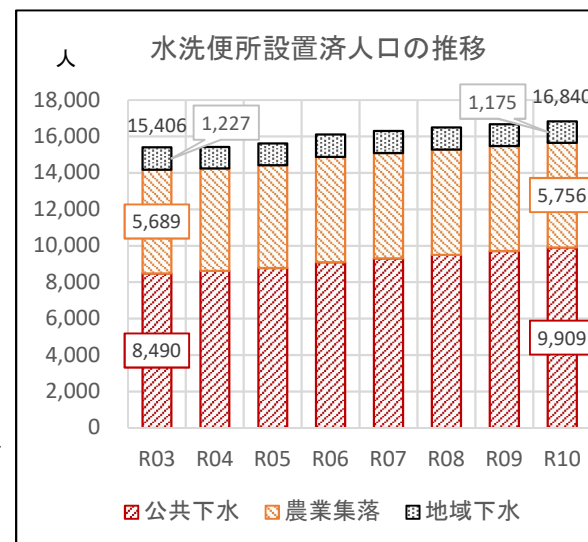
水洗便所設置済人口は、公共下水道事業の供用開始区域の拡大から当面増加と見込んでいます。

左の水洗便所設置済人口は、下水道の使用者のみとし、浄化槽使用者を除いています。

【水量ごとの使用者の割合】

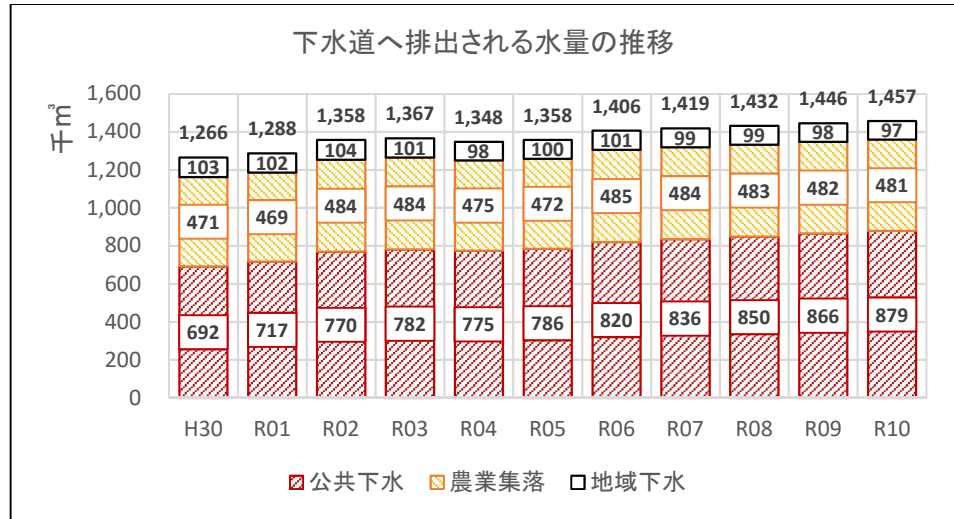
最も多い水量区分は、11～20㎡の使用者です。

50㎡以上の使用者の多くは、公共施設や事業者となっています。



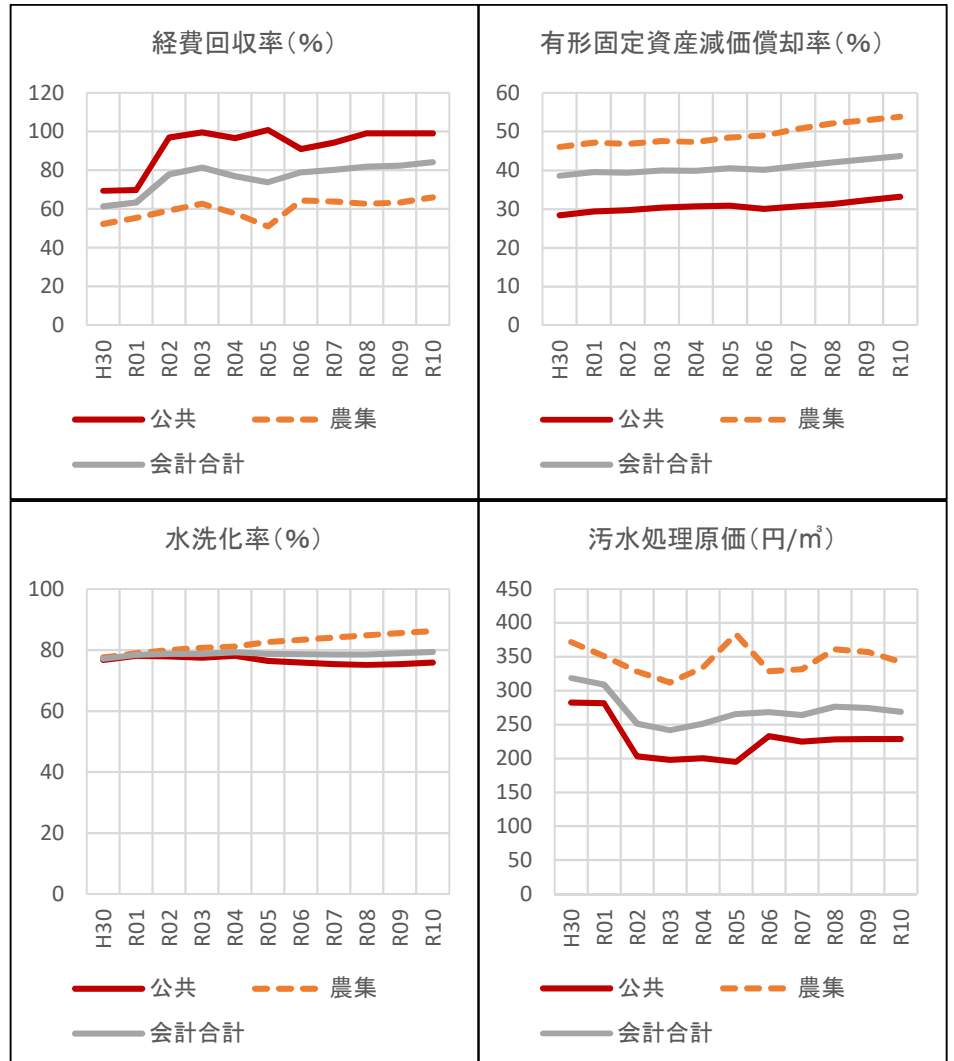
資料6 下水道へ排出される水量はどれくらい？

下水道へ排出される水量は、公共下水道事業の供用開始区域の拡大に伴う利用者の増加に伴い、当面増加と見込んでいます。



資料8 経営指標は？

主な経営指標については、次のとおりです。



※ 令和4年度以前は決算、令和5年度は予算、令和6年度以降は下水道使用料等見直し後の計画の値となります。

資料7 経営の改善見通しは？

【経営戦略の財政推計(策定時:下水道使用料見直し前)】 (単位:千円)

年度		R元年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (計画)	R4年度 (計画)	R5年度 (計画)	R6年度 (計画)	R7年度 (計画)	R8年度 (計画)	R9年度 (計画)	R10年度 (計画)
収益的収入	1営業収益 A	251,814	266,702	276,749	283,032	286,323	289,755	292,833	294,708	297,005	299,146
	(1)うち料金収入	231,823	245,412	246,530	249,890	252,284	254,822	257,450	260,092	262,658	265,000
	(2)うち雨水処理負担金	18,168	19,313	28,066	30,989	31,886	32,780	33,230	32,463	32,194	31,993
	2営業外収益	642,179	665,015	657,261	646,906	656,925	684,927	693,790	709,563	732,049	747,189
	(1)うち他会計補助金	367,546	286,695	294,643	285,278	295,975	312,925	329,193	341,517	355,296	368,914
	(2)うちその他補助金(国県)	3,000	12,597	7,700	2,655	8,655	18,655	12,655	8,710	8,710	2,710
	(3)うち長期前受金戻入	271,417	365,487	354,906	358,843	352,165	353,217	351,812	359,206	367,913	375,435
	収入計 B	893,993	931,717	934,010	929,938	943,248	974,682	986,623	1,004,271	1,029,054	1,046,335
	1営業費用 C	778,023	807,341	830,560	836,839	857,013	893,479	910,576	932,343	960,702	981,544

【経営戦略の財政推計(下水道使用料見直し後)】 (単位:千円)

年度		R元年度 (決算)	R2年度 (決算)	R3年度 (決算)	R4年度 (決算)	R5年度 (当初予算)	R6年度 (計画)	R7年度 (計画)	R8年度 (計画)	R9年度 (計画)	R10年度 (計画)
収益的収入	1営業収益 A	251,814	266,874	276,374	269,416	281,284	311,351	314,831	336,420	339,312	341,996
	(1)うち料金収入	231,823	245,412	249,102	241,719	246,792	276,418	279,448	301,804	304,965	307,850
	(2)うち雨水処理負担金	18,168	19,485	25,409	24,568	31,307	32,780	33,230	32,463	32,194	31,993
	2営業外収益	642,179	664,843	630,527	667,154	661,140	671,853	673,885	669,981	691,909	706,540
	(1)うち他会計補助金	367,546	286,523	274,659	331,484	324,035	299,851	309,288	301,935	315,156	328,265
	(2)うちその他補助金(国県)	3,000	12,597	6,910	7,105	5,700	18,655	12,655	8,710	8,710	2,710
	(3)うち長期前受金戻入	271,417	365,487	348,721	320,786	331,243	353,217	351,812	359,206	367,913	375,435
	収入計 B	893,993	931,717	906,901	936,570	942,424	983,204	988,716	1,006,401	1,031,221	1,048,536
	1営業費用 C	778,023	807,341	786,401	800,381	848,402	902,001	912,669	934,473	962,869	983,745

※赤字箇所は、使用料見直しの影響及び流域下水道管理運営費負担金の単価見直しによる影響によるものです。